



## Vol.51

### ★残業許可制度は万能か？

#### 1 中国の残業許可制度

残業許可制度とは、従業員が残業を行う場合は事前に会社に許可を求め、許可無く残業を行った場合には、残業代を支払わないという制度です。本来残業は会社が命令・許可した場合に行うべきものでして、残業許可制度は理にかなった制度です。しかし、実際は、企業が残業代を支払いたくない場合に「事前申請がなかったのであるから残業とは認めない。残業代は支払わない」と主張することもあります。

#### 2 日本の場合

実は日本にも残業許可制度はあります。しかし、現在は判例が確立しておりまして、残業の事前許可を申請していなくとも、会社が残業を黙認しているような事情があれば残業代を支払わなければならないとされています。「黙認」とは、オフィスに遅くまで残って仕事をしていることがわかっているのに、特に注意もせず放置していたことを指します。

#### 3 中国の最近の事情

中国でも現在「過労死」が社会問題になりつつあり、日本語の過労死をそのまま直訳して「过劳死」として用いています。中国の大手IT企業などでは、高収入が得られるものの、厳しい社内競争とノルマを達成するために長時間労働を強いられている実態があるそうです。日本のバブル期と似ているところがあり、サービス残業も次第に問題になりつつあります。

深センや上海の大都市では以下のような判例が出るようになってきており、日本と同じような道を辿りつつあります。

#### (1) 深セン市中級人民法院のある判例

「残業許可制度は不必要な残業をして残業代を不当に取得することを防止する制度であって、正当な残業について、事前の申請がないことを理由に残業代を支払うことを拒否することができる制度ではない。そのため、某会社が残業の事前の申請が無いことを理由に残業代の支払いを拒むことは法律上理由が無い」

#### (2) 上海市中級人民法院のある判例

「労働者は、労働時間に関して証拠を集める能力に乏しいのであるから、タイムカード等の勤怠記録を提出することができれば残業の事実を証明したといえることができる。一方、このような場合、会社は、残業許可制度において、事前の申請がないことを理由に残業代の支払いを免れることはできない。」

#### 4 日系企業の注意点

日系企業は残業時間は比較的少ないケースが多く、人間関係が良好なので多少残業をしても表立って問題になっていないようです。しかし、中国では残業代の消滅時効が無いため、何か労使問題が起きれば、長年の膨大な残業代を請求される危険性が日本よりも高いといえます。適宜、話し合っ一部残業代を支払うなどして、その都度きちんと解決することをお勧めいたします。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所 (10:00~17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司 (弁護士向井宛)

TEL +86+(21)6407-8585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com